

IX 環境に関する法令の遵守

事業活動に適用される環境関連法令等を遵守し、環境汚染の未然防止に努めています。

適用される環境関連の主な法令等には、次のようなものがあります。

法 令 名	内 容
エネルギーの使用の合理化及び 非化石エネルギーへの転換等に 関する法律 (省エネ法)	千葉県企業局は特定事業者指定されており、定期的に定められた報告をしています。 第一種エネルギー管理指定工場等：柏井浄水場、ちば野菊の里浄水場、木下取水場、 佐倉浄水場 第二種エネルギー管理指定工場等：栗山浄水場、北総浄水場、北船橋給水場、沼南給水場、 人見浄水場、印旛沼浄水場
地球温暖化対策の推進に関する法律 (温対法)	温室効果ガスを相当程度多く排出する者（特定排出者）に、自らの温室効果ガスの排出量を 算定し、国に報告することが義務付けられています。 企業局では省エネ法の報告書を併用して報告しています。
大気汚染防止法	法令の対象となるばい煙発生施設（柏井浄水場の活性炭再生施設ボイラー）において、 定期的に監視項目の測定を行い、適切な施設運転を行うことで、排出基準を遵守しています。
水質汚濁防止法	法令の対象となる排水処理施設からの排水について、連続測定を実施し、法令の基準を遵守して います。
騒音規制法・振動規制法	水道施設の建設工事における重機の使用による騒音や振動について、法令の基準を遵守する ため、低公害型の重機を使用しています。
消防法	地下タンク貯蔵所などに貯蔵する燃料や薬品について、必要な届出をするとともに、資格者により 適切に管理しています。
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な 処理の推進に関する特別措置法	コンデンサー等の機器に使用された PCB 廃棄物について、必要な届出をするとともに、定められた 期間内の処分を進めています。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	水道事業活動に伴う産業廃棄物は、マニフェスト（※）で管理し適切に処理しています。 浄水発生土、水質センターの試薬廃液、取水場の原水水質自動監視装置の廃液、施設の 建築材料に使用された廃石綿などが該当します。
建設工事に係る資材の再資源化等 に関する法律	水道管の埋設工事などに伴う建設副産物（アスファルト塊や土砂）を再資源化するとともに、 埋め戻し材として活用しています。
千葉県ディーゼル自動車から排出される 粒子状物質の排出の抑制に関する条例	同条例で定める粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車（乗用車を除く）は、県内 全域での運行が禁止されています。 企業局では、工事に伴う大量の土砂、工事用資材の輸送等でディーゼル車を使用する場合は、 条例の基準を遵守し環境への負荷の低減を図っています。
フロン類の使用の合理化及び 管理の適正化に関する法律	フロン類が使用されている業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器は適正に点検を行い、廃棄する時は、 都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者に依頼しなければなりません。 企業局では、浄水場で使用する冷凍機等が該当し、適正な管理を行っています。
新エネルギー利用等の促進に関する 特別措置法	再生可能エネルギーの利用促進を図るため、浄水場やダム湖面、事業用地等に太陽光発電を、 水道施設の一部にマイクロ水力発電を導入しています。

このほか、廃棄物の処理及び清掃に関する条例など、事業所が所在する市町村の条例も適用されるものがあります。

※ マニフェストとは産業廃棄物の種類、量などを記載する伝票のことです。また、産業廃棄物の処理の責任は排出事業者課されています。

廃棄物処理を業者に委託する際には、マニフェストを廃棄物とともに運搬業者、中間処理業者、最終処理業者と順々に渡し、最後は排出事業者が回収する
ことで、廃棄物の流れを管理し、不法投棄などを防ぐ仕組みになっています。